

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師による豚熱予防注射が可能となったことに伴い、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 家畜伝染病予防法に基づく事務手数料について、知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理の手数料を新たに設定することとします。（別表第45関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

○国の「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」改正に伴い、知事認定獣医師による豚熱ワクチン接種が可能となったことから、手数料を新たに設けるもの。

- ・知事認定獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理 50円／頭・回

【影響額】 初年度 +0.5千円（10件）  
平常時 + 1千円（20件）

（既存の手数料(予防注射手数料)における影響額）  
初年度 ▲ 2千円（10件）  
平常時 ▲ 4千円（20件）

【参考】

- ・豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）  
一部変更：令和3年3月31日

議第 号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第45(2)の項を次のように改める。

(2) 家畜に対する注射、薬 浴または投薬等の手数料	法第6条第1項の規定に 基づき家畜防疫員が行う 豚熱予防注射の手数料	1頭1回につき 200円
	法第3条の2第1項に規 定する特定家畜伝染病防 疫指針に基づき知事が認 定する獣医師が行う豚熱 予防注射に係る豚熱予防 液の管理の手数料	1頭1回につき 50円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略				本則および付則 省略			
別表第1から別表第44まで 省略				別表第1から別表第44まで 省略			
別表第45				別表第45			
家畜伝染病予防法に基づく事務手数料				家畜伝染病予防法に基づく事務手数料			
区分		金額		区分		金額	
(1) 省略				(1) 省略			
(2) 法第6条第1項の豚	豚熱予防注射	1頭1回につき	200円	(2) 家畜に対する注射、薬浴または投薬等の手数料	法第6条第1項の規定に基づき家畜防疫員が行う豚熱予防注射の手数料	1頭1回につき	200円
	規定に基づく家畜に対する注射、薬浴または投薬の手数料				法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理の手数料	1頭1回につき	50円
(3) 省略				(3) 省略			
以下省略				以下省略			